

目次

2021年 11月 759号

特集	令和3年度大阪府中小企業労働事情実態調査結果（概要）…………… 2
組合情報	大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介…………… 8 新規加入組合紹介…………… 10
調査・研究	府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和3年9月分）…………… 11
組合等事業向上 支援事業関連情報	中小企業組合等活性化の支援…………… 14
大阪府中央会 お知らせコーナー	近畿経済産業局・大阪府に要望書を手交 ～中小企業施策の充実強化に向けた要望～ ～2025大阪・関西万博に係る調達等に関する要望～ …… 15 大阪府委託事業「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会の開催について（ご案内）…………… 19 令和3年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」…………… 20 「大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画案（Ver.1）紹介（その1）」…………… 22 「コロナ禍における経営戦略」③…………… 24
大阪府中央会 主な実施事業	令和3年度中小機構サテライト・ゼミwith大阪府中央会を開催… 27 令和3年度第2回共済事業WEBセミナー開催…………… 27
中央会日記	大阪府中央会の行事予定…………… 28
共済制度	大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 29

特集

組合情報

調査・研究

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

大阪府
中央会
お知らせ

大阪府
中央会
主な実施
事業

各種
共済制度

令和3年度

大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)

I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における経営、賃金、労働時間、労働条件等の実態を明確にし、中小企業団体中央会が実施する雇用・労働対策事業の推進に資する。

2. 調査実施方法

本会会員組合の組合員のうち602事業所について、全国中央会の指定に従い調査アンケート用紙を郵送し事業協同組合等を通じて配布。

3. 調査の時点 令和3年7月1日

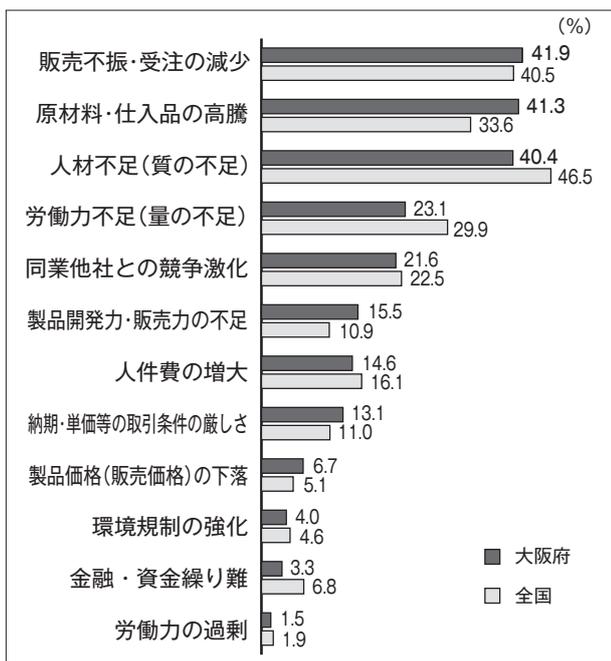
4. 回答事業所数 334事業所 (回答率55.5%)

II. 調査結果の概要

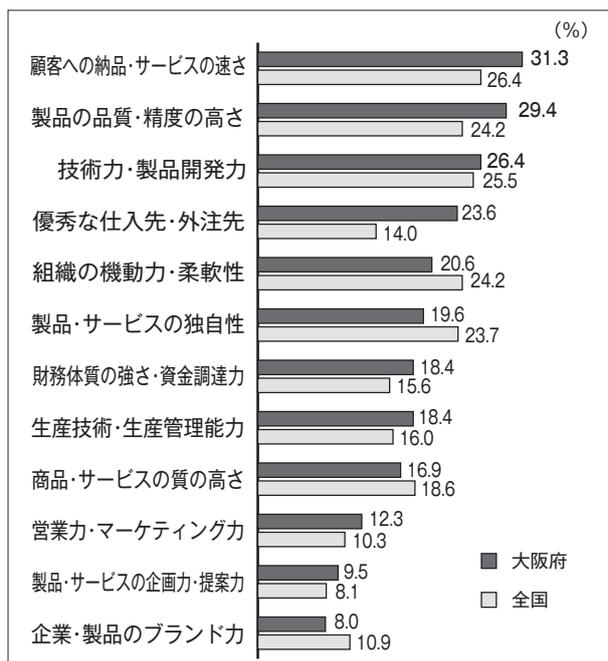
1. 経営について

◆経営上の障害及び強みの要因については、全国・大阪ともにほぼ同様の傾向となっている。
大阪府についてみると、経営上の障害となっていることとしては、「販売不振・受注の減少」が41.9%で最も多く、次いで「原材料・仕入品の高騰」41.3%となっている。
また、全国平均で突出して高かった「人材不足(質の不足)」、「労働力不足(量の不足)」に関しては、全国平均を下回っている。経営上の強みとしては、「顧客への納品・サービスの速さ」31.3%と「製品の品質・精度の高さ」29.4%、「技術力・製品開発力」26.4%が上位となっている。

経営上の障害



経営上の強み



2. 労働時間について

- ◆週所定労働時間は、「40時間」50.8%が最も多い。全国平均でも「40時間」が48.8%で最も多く、同様の傾向となっている。
- ◆事業所規模別でも、全ての規模で「40時間」が最も多い。
製造業の業種別では、食料品製造業で40時間の所定労働時間比率が100.0%と最も高く、次いで、印刷・同関連製造業で64.7%、金属・同製品製造業で58.3%となっている。
- ◆月平均残業時間は、大阪府計9.34時間で全国平均9.95時間よりやや少なくなっている。大阪府では、製造業が9.07時間と、非製造業の9.66時間よりもやや短くなっている。
規模別では100人～300人の事業所が15.00時間で最も長く、また、業種別では機械器具製造業20.25時間が最も長くなっている。

事業所規模・業種別の労働時間および残業時間

規 模・業 種		時 間	週所定労働時間 (%)				月平均 残業時間 (h)
			38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下	
全 国 平 均			15.6	27.1	48.8	8.4	9.95
大 阪 府 計			19.3	24.2	50.8	5.7	9.34
大阪府 事業所規模	1～9人		19.8	23.1	46.2	11.0	5.20
	10～29人		20.9	24.5	50.9	3.6	10.34
	30～99人		16.7	30.2	50.0	3.1	10.36
	100～300人		20.6	8.8	64.7	5.9	15.00
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業		0	0	100.0	0	5.50
	織 維 工 業 製 造 業		11.1	44.4	44.4	0	3.11
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		20.0	26.7	53.3	0	9.93
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業		17.6	5.9	64.7	11.8	10.31
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		0	36.4	54.5	9.1	17.20
	化 学 工 業		33.3	13.3	46.7	6.7	8.73
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業		12.5	29.2	58.3	0	9.87
	機 械 器 具 製 造 業		50.0	0	25.0	25.0	20.25
	そ の 他 の 製 造 業		16.7	27.1	54.2	2.1	7.74
計			16.1	25.6	55.0	3.3	9.07
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業		0	100.0	0	0	0
	運 輸 業		0	14.3	85.7	0	11.43
	建 設 業		15.7	17.6	51.0	15.7	12.36
	卸 ・ 小 売 業		30.4	26.1	42.0	1.4	7.55
	サ ー ビ ス 業		26.1	21.7	34.8	17.4	9.52
計			23.2	22.5	45.7	8.6	9.66

3. 新規学卒者の採用充足状況

- ◆高校卒、短大卒(高専卒を含む)、大学卒における技術系・事務系の採用充足率のすべてにおいて、大阪府計が全国平均を上回っている。一方、専門学校卒においては、技術系の採用充足率が全国平均を下回っている。

新規学卒者の採用充足率

		充足率 (%)		
		技術系	事務系	
高校卒	全 国	74.2	87.7	
	大阪府	計	82.2	100.0
		製造業 計	84.4	100.0
		非製造業 計	78.6	100.0
専門学校卒	全 国	85.9	93.4	
	大阪府	計	70.4	100.0
		製造業 計	77.3	100.0
		非製造業 計	40.0	
短大卒(含高専)	全 国	89.3	94.2	
	大阪府	計	100.0	100.0
		製造業 計	100.0	100.0
		非製造業 計		
大学卒	全 国	80.6	86.7	
	大阪府	計	92.0	90.6
		製造業 計	94.4	90.9
		非製造業 計	85.7	90.0

4. 新規学卒者の初任給

- ◆事務系では、高校卒から大学卒までのすべてにおいて、大阪府の初任給額は全国平均を上回っている。
- ◆高校卒では、技術系・事務系共に全国平均を10,000円以上上回っている。

新規学卒者における初任給の比較

		初任給 (円)	
		技術系	事務系
高校卒	全国平均	169,790	163,053
	大阪府平均	182,437	175,000
専門学校卒	全国平均	182,637	177,586
	大阪府平均	180,688	179,033
短大卒 (含高専)	全国平均	182,395	178,456
	大阪府平均	182,713	195,000
大学卒	全国平均	202,105	199,106
	大阪府平均	200,092	199,585

5. 賃金改定実施状況

◆賃金を「上げた」事業所（51.5%）が最も多く、全国平均42.5%を9ポイント上回っている。一方、賃金を「下げた」企業は0%であり、今後の賃金引下げを検討している企業を含めても0.9%と、全国平均1.5%（引下げ0.9%+引き下げ予定0.6%）を下回った。

事業所規模別でみると賃金を上げた事業所が最も多いのは製造業では「100～300人」の事業所76.2%で、非製造業では「30～99人」の事業所61.4%であった。

事業所別賃金改定の実施状況（%）

事業所		改定内容	上げた	下げた	今年実施しない (凍結)	7月以降 上げる予定	7月以降 下げる予定	未定
全 国			42.5	0.9	22.1	8.9	0.6	25.0
大阪府 計			51.5	0	19.9	6.6	0.9	21.1
製 造 業	1～9人		28.6	0	34.7	10.2	2.0	24.5
	10～29人		57.6	0	16.9	8.5		16.9
	30～99人		76.0	0	6.0	8.0	2.0	8.0
	100～300人		76.2	0	4.8	4.8		14.3
	計		57.0	0	17.3	8.4	1.1	16.2
非 製 造 業	1～9人		25.0	0	36.4	0	0	38.6
	10～29人		46.2	0	26.9	5.8	0	21.2
	30～99人		61.4	0	11.4	6.8	2.3	18.2
	100～300人		53.8	0	0	7.7	0	38.5
	計		45.1	0	22.9	4.6	0.7	26.8

特集

6. 賃金改定の内容

- ◆「定期昇給」を実施した事業所は、74.3%と突出して多く、全国平均60.3%に比べて高くなっている。
- ◆「定期昇給」と「ベースアップ」の実施割合は大阪府計が全国平均を上回っているが、「基本給の引上げ」を実施した割合は全国平均を14ポイント下回っている。
- ◆業種別にみると、「定期昇給」「ベースアップ」を実施する事業所の割合が、製造業で非製造業を上回っている。一方で、「基本給の引上げ」を行った事業所割合は、非製造業が製造業を上回っている。他の内容では、業種間で大きな差が見られなかった。

賃金改定の内容と事業所ごとの実施状況（%）

事業所		改定内容	定期昇給	ベースアップ	基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)	諸手当の改定	臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ
全 国			60.3	13.8	30.8	12.0	7.8
大阪府 計			74.3	18.4	16.8	11.2	6.1
製 造 業	1～9人		70.6	17.6	23.5	17.6	11.8
	10～29人		74.3	22.9	17.1	8.6	5.7
	30～99人		85.0	17.5	12.5	12.5	2.5
	100～300人		81.3	25.0	0	6.3	6.3
	計		78.7	20.4	13.9	11.1	5.6
非 製 造 業	1～9人		50.0	10.0	40.0	0	0
	10～29人		69.2	19.2	19.2	3.8	3.8
	30～99人		71.4	17.9	17.9	17.9	10.7
	100～300人		71.4	0	14.3	28.6	14.3
	計		67.6	15.5	21.1	11.3	7.0

7. 年次有給休暇の平均取得日数

- ◆従業員1人当たりの平均取得日数は、大阪府は8.33日となっており、全国平均8.40日とほぼ同じ水準となっている。
- ◆有給取得日数は「5～10日未満」52.3%が最も多く、次に「10～15日未満」33.9%の順となっており、全体の8割以上を占めている。
また、製造業と非製造業どちらにおいても「5～10日未満」「10～15日未満」が最も多く、製造業では全体の約9割に及んでいる。
- ◆平均取得日数は、製造業では「窯業・土石製品製造業」の10.73日が最大であり、非製造業では「運輸業」の12.57日が最大であった。

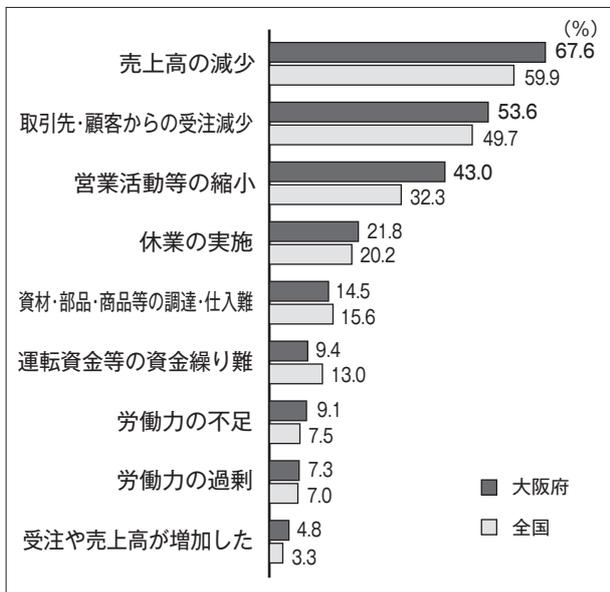
年次有給休暇の規模別・業種別平均取得日数

規模・業種		有給取得日数	事業所の割合 (%)					従業員1人当たりの平均取得日数
			5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20日以上	
全国平均			8.6	52.8	30.7	5.9	2.0	8.40
大阪府計			9.1	52.3	33.9	3.0	1.7	8.33
大阪府 事業所規模	1～9人		16.7	38.9	40.3	0	4.2	8.10
	10～29人		7.8	66.7	21.6	2.9	1.0	7.62
	30～99人		6.6	46.2	40.7	5.5	1.1	9.08
	100～300人		3.0	54.5	39.4	3.0	0	8.97
大阪府 製造業	食料品製造業		0	50.0	50.0	0	0	8.75
	繊維工業製造業		21.4	57.1	21.4	0	0	6.71
	木材・木製品製造業		13.3	73.3	13.3	0	0	6.07
	印刷・同関連製造業		7.1	50.0	42.9	0	0	8.29
	窯業・土石製品製造業		0	36.4	45.5	0	18.2	10.73
	化学工業		8.3	25.0	66.7	0	0	8.50
	金属・同製品製造業		11.9	45.2	40.5	0	2.4	8.57
	機械器具製造業		0	50.0	50.0	0	0	8.75
	その他の製造業		0	54.3	37.0	8.7	0	9.43
計			7.4	50.0	38.3	2.5	1.9	8.55
大阪府 非製造業	情報通信業		0	100.0	0	0	0	8.00
	運輸業		0	14.3	57.1	28.6	0	12.57
	建設業		11.6	55.8	27.9	4.7	0	7.65
	卸・小売業		12.7	58.7	23.8	1.6	3.2	7.89
	サービス業		9.1	54.5	36.4	0	0	7.95
計			11.0	55.1	28.7	3.7	1.5	8.07

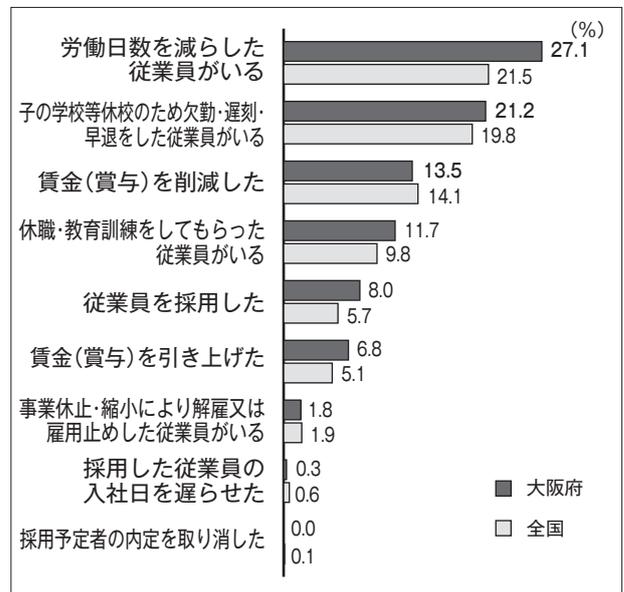
8. 新型コロナウイルスによる影響

- ◆経営上への影響については、「売上高の減少」67.6%、「取引先・顧客からの受注減少」53.6%で突出して多く、全国平均も同様になっている。
- ◆雇用環境の変化については、「特に影響はない」41.2%が最も多かったが、全国平均45.3%より低かった。次に多かったのは、「労働日数を減らした従業員がいる」27.1%、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」21.2%となっている。
- ◆コロナウイルスの影響への対策として行った労働環境の整備としては、「特に整備していない」42.7%が最も多く、全国平均63.3%を下回った。実際に行われた整備としては、多かったものから順に、「時差出勤の導入」25.3%、「テレワークの導入」21.6%、「時短勤務の導入」17.1%となっており、それぞれ全国平均より高い水準にある。
- ◆事業継続のため今後実施していきたいと考える方策としては、「労働生産性の向上」37.5%、「各種補助金の申請・活用」35.6%、「新規取引先の開拓」32.9%が多かった。

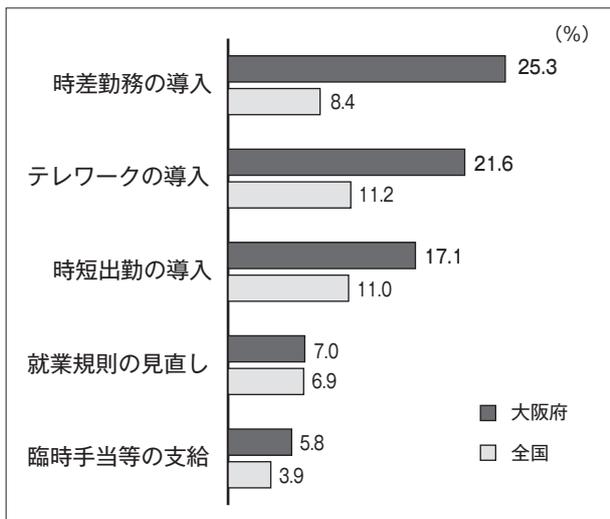
経営への影響



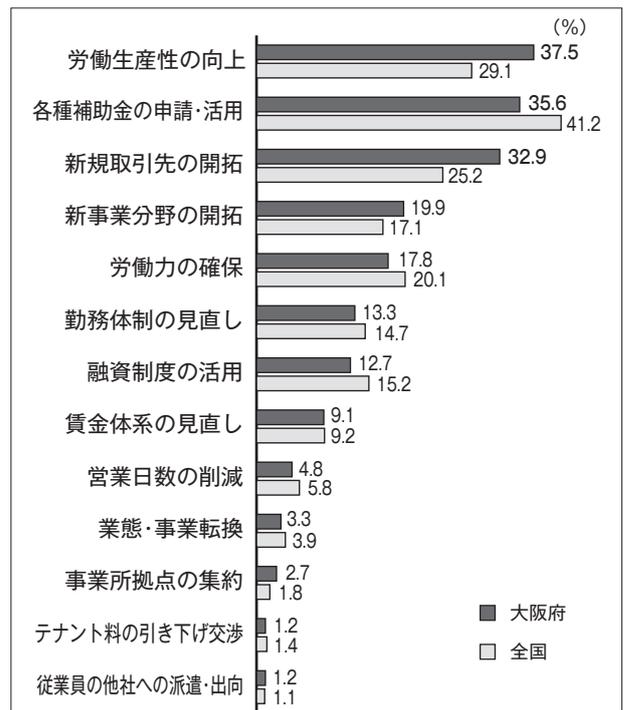
雇用環境の変化



新型コロナウイルスの影響への対策として行った労働環境の整備



事業継続のため今後実施していきたい方策



大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

大阪府テントシート 工業組合

〔組合について〕

当組合は、設立から50年以上が経つ「ものづくり」を基本とした工業組合です。テントシートの製造、加工、施工、販売を生業に携わる大阪府下114社企業の集合体です。

企業の改善発展を図るため、必要な事業を行い、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、経済地位の向上を図り、且つ、その経営の安定及び合理化を促進することを目的として活動しております。帆布製品製造技能士実技試験の代行や、組合員に対して資材や工具や器具等の共同購買事業などに加え、「ものづくり体験教室」技能士派遣事業として小・中学校に出向いております。

現在は、魅力あるまちづくりに貢献する組合を実践すべく「2025年大阪関西万博」開催に向けた協力体制を構築しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪府中央区高津1-10-21

組合電話 06-6761-6155

理事長 櫻山 宗嗣

(大阪府中小企業団体中央会 理事/
株式会社カシヤマ 代表取締役)

副理事長 川崎 義信 齊藤 和登美 東 清彦

矢野 勝則



〔組合について〕

当組合は昭和38年2月に設立されました。

高度成長を背景にステンレス鋼板の販売を中心に、その加工シャー、スリット、レベラーカットなどの設備を持ち顧客の需要に対応し成長を遂げていきました。

販売先としては、自動車、家電、建材、産業機械、建設機械、化学機械等多くの業界を取引先となっております。

組合としては、その業界の情報交換やまた高炉メーカー、専門メーカーからの連絡業務等幅広く会員各社へ役に立つ立場で今日まで貢献しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪府西区新町1-3-12

(連絡先) 住所：奈良県大和郡山市西町127番地5

秋津鋼材(株)内

電話：0743-56-2001

理事長 北 雅久(大阪府中小企業団体中央会 理事/
秋津鋼材株式会社・代表取締役社長)

全国コイルセンター工業組合副理事長)

副理事長 中村 敬一

専務理事 西田 晶人

大阪ステンレス 商工協同組合



大阪質屋 協同組合



〔組合について〕

当組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和25年7月に設立されました。

主な事業として、組合員の取扱品の仕入販売その他組合員のための共同事業、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供、防犯を目的とする施設及び関係各署への協力を行っています。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市中央区東心斎橋1-18-7

組合電話 06-6244-0777

理事長 北田 廣男(大阪府中小企業団体中央会 理事/
丸キタ北田屋 代表)

副理事長 疋田 吉継

〔組合について〕

当組合は大阪府手染工業協同組合として昭和24年に設立された組合です。一般に注染と呼ばれる日本固有の染色法で染色加工する業者で発足しました。その後、注染の生地を製造する和晒会社、和晒をプリントする捺染業者も参加し、ゆかた・手拭い・法被など江戸以来の庶民文化を支える業界団体として活動しています。令和元年11月に私どもの注染は「浪華本染め」として国の伝統的工芸品の指定を受けました。和装の衰退に加えて、コロナ禍のために全国各地の祭りや花火大会が中止され、環境情勢は大変厳しいものがありますが、国の指定を組合員各社の周知機会と考えて浪華本染め（注染）の振興事業に取り組んでおります。

古き良き柄から新しいデザインまで、ゆかたや手拭い、その派生商品など製品化し、イベントやホームページで展示販売をしております。組合事務所にアンテナショップも併設しておりますので、浪華本染め製品をいつでもご覧いただけます。ぜひお越しください。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市中央区久太郎町1-8-15 浪華ビル

組合電話 06-6261-0468

理事長 小松 隆雄
(大阪府中小企業団体中央会 理事/
株協和染晒工場 代表取締役)

副理事長 市岡 靖昌

協同組合 オリセン



新規加入 組合紹介

令和3年4月1日～令和3年9月30日までに加入された組合を紹介します。(50音順)

組合名 鰻谷商店会事業協同組合

理事長名：松二 衛
住 所：542-0083
大阪府中央区東心斎橋1丁目12番3号
設立年月日：平成13年2月27日
組合員数：128人
出 資 金：2,100万円
組合員業種：商業
主な組合事業：共同購買・斡旋、協同宣伝

組合名 大阪マテリアル販売事業協同組合

理事長名：岡本 真二
住 所：554-0052
大阪府此花区常吉2丁目2番27号
設立年月日：令和3年6月2日
組合員数：4人
出 資 金：1,000万円
組合員業種：建設業
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生

組合名 Global WORLD事業協同組合

理事長名：岩井 秀樹
住 所：563-0028
大阪府池田市渋谷1-12-9
設立年月日：令和2年1月7日
組合員数：4人
出 資 金：2,000万円
組合員業種：建設業
主な組合事業：共同受注・斡旋、共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、技能実習生受入事業

組合名 建設イメージンス協同組合

理事長名：日野 一基
住 所：591-8011
大阪府堺市北区南花田町36番地1
設立年月日：令和3年4月20日
組合員数：4人
出 資 金：5,000万円
組合員業種：建設業
主な組合事業：共同受注・斡旋、教育情報、福利厚生

組合名 なにわ協同組合

理事長名：東尾 博充
住 所：596-0105
大阪府岸和田市内畑町1827番地の1
設立年月日：令和3年4月9日
組合員数：5人
出 資 金：400万円
組合員業種：鉄工・機械・金属
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生

組合名 21世紀ものづくり中小企業協同組合

理事長名：山元 賢一
住 所：577-0016
大阪府東大阪市長田西1丁目3番18号
設立年月日：令和3年3月4日
組合員数：4人
出 資 金：1,200万円
組合員業種：鉄鋼・機械・金属
主な組合事業：共同購買・斡旋、共同宣伝、共同販売・斡旋、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生

組合名 人づくり経営協同組合

理事長名：大住 一馬
住 所：578-0912
大阪府東大阪市角田1-5-3-2F
設立年月日：令和2年6月17日
組合員数：14人
出 資 金：400万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生

組合名 ワールドムーヴ協同組合

理事長名：今西 直志
住 所：530-0041
大阪府北区天神橋四丁目12-18
設立年月日：令和2年10月2日
組合員数：4人
出 資 金：1,000万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生受入事業

組合名 1UP事業協同組合

理事長名：伊藤 有暁
住 所：540-0039
大阪府中央区東高麗橋2番12号
設立年月日：令和3年1月8日
組合員数：6人
出 資 金：2,020万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生



大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2021年
9月

1. 9月のDIは、全9指標のうち4指標が増加、主要3指標は、売上高4ポイント上昇、収益状況16ポイント上昇、業界の景況は横這いである。
2. 9月末時点では、製造業では5指標のDIが上昇し、また非製造業では3指標のDIが低下している。

景況天気図

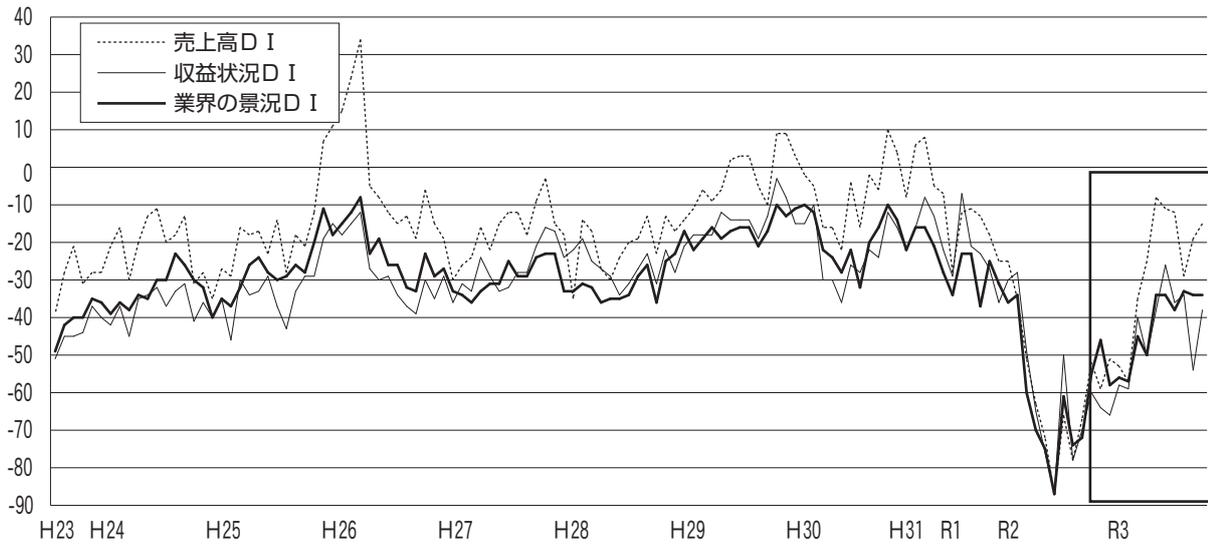
令和3年 9月分	全産業			製造業			非製造業			30以上 快晴
	8月	9月	前月比	8月	9月	前月比	8月	9月	前月比	
売上高	△19 	△15 	↗ 4	△25 	△19 	↗ 6	△10 	△10 	→ 0	10~29 晴れ
在庫数量	△30 	△10 	↘ 20	△31 	△25 	↘ 6	△50 	△25 	↘ 25	9~△9 うす曇り
販売価格	0 	△3 	↘ -3	△6 	△3 	↗ 3	0 	0 	→ 0	△10~△29 くもり
取引条件	△35 	△27 	↗ 8	△38 	△25 	↗ 13	△30 	△30 	→ 0	△30~△49 雨
収益状況	△54 	△38 	↗ 16	△69 	△63 	↗ 6	△40 	△10 	↗ 30	△50以上 大雨
資金繰り	△31 	△23 	↗ 8	△44 	△31 	↗ 13	△10 	△10 	→ 0	
設備操業度	△25 	△31 	↘ -6	△44 	△44 	→ 0				
雇用人員	0 	△8 	↘ -8	0 	△6 	↘ -6	0 	△10 	↘ -10	
業界の景況	△34 	△34 	→ 0	△56 	△56 	→ 0	△30 	△10 	↘ -20	

天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または悪化)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

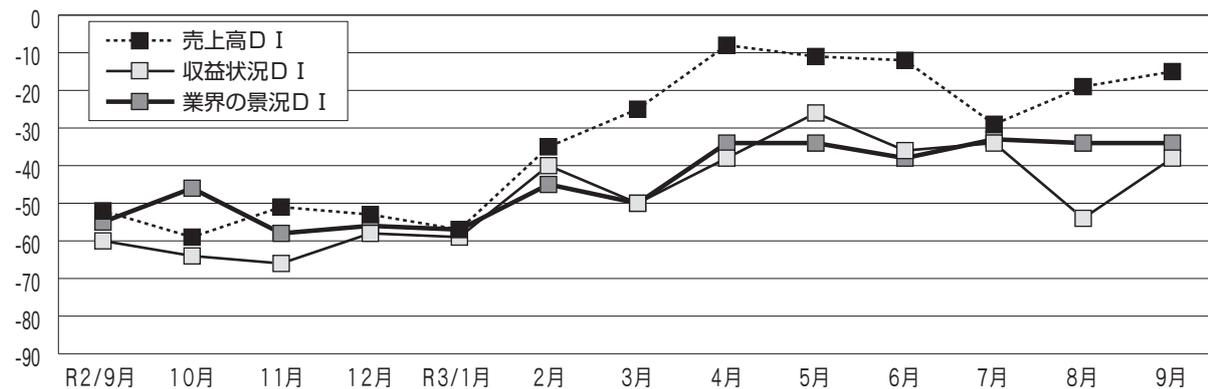
DI (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

調査・研究

全産業 H23年9月～R3年9月のDIの推移



全産業 R2年9月～R3年9月のDIの推移



業種別概況 (9月分)

【製造業】



水産食料品製造業

緊急事態宣言中で、飲食店等も休業中のため、変わりなく厳しい状況である。



綿・スフ織物製造業

コロナ禍の影響で資材（綿糸）価格が高騰し、増えたコストの納入価格を転換できる環境を整えていく必要がある。



毛布製造業

コロナ禍によるおうち需要の拡大で、ネット販売を中心に在庫がよく売れたが、注文数はコロナ以前ほど量がない。



木材加工業

前年同月と比べ、売上高は増加傾向であるが、依然、ウッドショックやコロナ感染症等により、遠方の集客・集荷は厳しい。



古紙収集加工業

コロナ禍の中、テレワーク等により紙の消費が減って

おり古紙の発生は減少しているが、段ボール古紙は対前年で見ると僅かながら増加している。

製本業

コロナ禍の影響で依然、景況は厳しい。スマートフォン等の普及により活字離れが進み、増々紙離れが続くのではないかと危惧している。

シール印刷業

食品・工業・医薬品関係の受注は堅調で推移しているが、衣料は依然として低迷している。原紙メーカーから印刷原紙の値上げ要請がきており、今後の動きが注目されている。

セルロイドプラスチック製品製造業

コロナ禍の外出自粛等により販売面の落ち込みが大きく、前月比20%減、前年比30%減と厳しい状況である。

石鹼洗剤製造業

手洗用液体石鹼や塩素系漂白剤はコロナ特需の反動が大きく、前年同期比は70～80%となっているが、合成洗剤は各品目とも前年を上回って堅調に推移している。

鍛造業

生産量は今月も前年を上回り、9ヶ月連続の前年アップとなった。特に先月同様、産業機械・土木建設機械用前年比150%増、自動車用が130%増と好調で、輸送機械用、その他用は若干増加傾向となっている。今はコロナ禍と半導体不足、部品不足の影響で自動車、産業機械等の生産量が減少するのは必至と思われる。

建築金物製造業

新設住宅着工戸数は、前年同月比7.5%の増加となり6か月連続の増加となった。全建築物の着工床面積は、前年同月比1.3%の増加となっている。

印刷製本機械製造業

前月から受注が活発化してきたが、コロナ禍による半導体を中止とする一部の備品が揃わないため、在庫が増え、売り上げには結びつかない状態である。

ブラシ製造業

当面は来年4月1日に施行予定の「プラスチック資源循環促進法」への対応が大きな課題であり、対応に苦慮している。

【非製造業】

電気機器卸売業

前年同月対比では、販売価格の上昇により増収・増益基調で推移している。

衣服・身の回品卸売業

テレワークやオンライン授業の推進から衣料品の需要は減退し、業界環境の好転は依然見られない。

二輪自動車小売業

新車の生産が引き続き停滞している。来月以降は更に採算台数が落ちる見込みである。

商店街

緊急事態宣言が9月30日まで延長され、アルコール類が提供できなかったため休業する店舗が多く、景況は悪化した。

地質調査業

将来的な発注待ち案件があり、業界としては安定している状況である。

警備業

コロナ禍の影響で、昨年同様、警備受注案件が低調で推移している。

タイル工事業

コロナ禍の影響は大きく、新築の工期が伸び工事件数が減少している状況である。

貨物運送業

引越件数および単価とも1%下がった影響で売上高、収益は悪化している。

中小企業組合等活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む中小企業組合や中小企業の異業種グループに対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

- ① 組合ビジョン・中期計画作成支援
組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。
(支援内容) 組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス
- ② 組合事業計画作成支援
組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。
(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画取りまとめアドバイス
- ③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)
組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。
(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス
- ④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)
組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。
(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス
- ⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援
業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。
(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

- ◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

留意点

- ◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。
※次の場合は、重複利用が出来ます。(いずれの場合も、年間の利用上限は2回です)
 - ①と(③又は④)
 - ②と(③又は④)
 - ③(①又は②の計画具体化のための支援に限る)と④
- ◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
- ◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援(補助金や専門家派遣など)を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 TEL (06) 6947-4370~1

近畿経済産業局・大阪府に要望書を手交

～中小企業施策の充実強化に向けた要望～

～2025大阪・関西万博に係る調達等に関する要望～

第63回中小企業団体大阪大会は9月13日（月）新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から正副会長・専門委員会委員長等のみにより実施し、その模様はオンライン配信いたしました。（詳細は本会機関誌10月号2頁に掲載しております。）

当大阪大会で各専門委員会がとりまとめました「中小企業施策の充実強化に向けた要望書」及び「2025大阪・関西万博に係る調達等に関する要望」については、10月7日に大阪府知事、10月28日に近畿経済産業局長にそれぞれ要望を行いました。

近畿経済産業局長への要望については野村会長から坂野産業部長に手交し、近畿経済産業局の坂野産業部長からは、要望書の主旨をご理解いただいた後、「今後も中小企業をしっかりと支援したい。また、大阪・関西万博は、景気の良い時代を経験したことがない世代が増えてきている中で、官民一体となって未来が期待できるような万博にしたい、大阪の中小企業の技術に期待している。」とのコメントをいただきました。

■近畿経済産業局長への要望書手交（野村会長から坂野産業部長へ）



中小企業施策の充実強化に向けた要望



2025大阪・関西万博に係る調達等に関する要望

～中小企業施策の充実強化に向けた要望～

総合

1. 新型コロナウイルス感染拡大により冷え込んだ景気を回復させるため、経済が成長軌道に乗るまで消費税を5%に減税し、消費需要を喚起すること。
2. 新型コロナウイルスの影響長期化に伴い、依然として厳しい経営状況にある中小企業の事業継続のため、新たな支援金制度の創設など大胆な支援策を展開すること。また、それらが中小企業へ迅速に広く行き渡るよう、民間委託のみではなく中小企業を熟知した経済団体の活用を促進するとともに、引き続き、国や地方公共団体における体制整備、強化を図ること。
3. 民間企業や団体等における新型コロナウイルスのワクチン職域接種は、ワクチン接種の加速化と、将来の定期接種等の強化のためには必要であるが、現行の制度においては、実施要件や運営に係る費用負担等が障壁となり、中小企業や中小企業組合における職域接種の実施には限界があることから、実施要件の緩和や運営費の助成など、必要となる支援措置を早急に講じること。
4. 感染症対策、グリーン化やデジタル化等への対応が求められるウィズコロナ・ポストコロナ時代の新しい経済社会に対し、中小企業が持続的に成長できるよう国において産業政策ビジョンを作成し、その中で業種別の振興策を提示するとともに、必要な支援策を講じること。
5. 組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会に対し、中小企業等協同組合法第74条に規定された事業を円滑に行うことが出来るよう財政措置を講じること。また、中小企業

- 等協同組合法を改正し、中小企業団体中央会に対する都道府県の財政措置を明記すること。
6. 次世代への円滑な事業承継が行えるよう事業承継支援策の拡充を図るとともに、事業承継に係る支援策の周知を強化すること。また、事業承継診断等により掘り起こされた事業承継支援ニーズ情報を中小企業等支援機関が共有し、効果的に活用できるよう支援体制の強化を図ること。
 7. 国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需対策を拡充・強化するとともに、随意契約の対象として官公需適格組合を明記し官公需発注機関に広く周知するなど、官公需適格組合に対する発注の増大を図ること。また、中小企業への随意契約の活用を促進するために、少額随意契約の適用限度額を大幅に引上げること。
 8. 2025年大阪・関西万博開催においては、中小企業が持つ独自のアイデアや技術力をアピールできるよう、中小企業や中小企業組合がパビリオン出展など幅広い方法で、過度な負担なく参画できる機会を設けるとともに、参画要件を早期に明確化すること。また、今後、万博開催に向けて、会場整備や運営における調達案件の発注に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重して、幅広い分野で中小企業、中小企業組合及び官公需適格組合に発注すること。

金融

1. 新型コロナウイルス対策において、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）が本来の設置目的である中小企業のセーフティネット機能が十分に果たせるよう、支店や出張所、相談窓口の増設など、体制強化を図ること。
2. 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(国民事業)について、次の改善措置を講じること。
 - (1) 特別利子補給制度の実施期間を延長すること。
 - (2) 特別利子補給制度の上限額を8000万円に引き上げること。
 - (3) 利子補給期間を3年に限定せずに全融資期間とすること。
 - (4) 個人事業主以外の中小企業者、小規模企業者も要件なしで特別利子補給制度を適用対象とすること。
3. 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化で債務の返済が困難となっている事業者の事業再生や事業再構築に向けた措置として、新型コロナウイルス感染症特別貸付等の借入債務について、事業者の返済能力に応じた債務の減免を行うこと。

税制

1. 新型コロナウイルス感染症で大きく被害を受けた中小企業に対して、法人税の引き下げを行い、赤字でも納付義務のある法人住民税を免除すること。さらに、一定期間の売り上げが前年または前々年同期に比べ50%以上減少した事業者に対しては、当該感染症対策として支給される補助金、助成金の益金不算入及び非課税措置（法人税、所得税）を講じること。
2. 令和3年度に創設されたカーボンニュートラル投資促進税制、またデジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制については、中小企業・小規模事業者が活用するにあたり、その実情に即した方法で適切な情報提供を行うこと。また、中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる「少額減価償却資産の特例」については、期間制限の撤廃と対象設備の上限枠の見直しを図ること。
3. 事業承継税制の特例措置について、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限及び相続・贈与に係る適用期限を、それぞれ5年間延長すること。また、中小企業・小規模事業者等の負担を軽減するためにも、それぞれの承継計画申請等の手続きの簡素化を図ること。
4. 令和5（2023）年10月に予定されている適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）導入については、中小企業・小規模事業者が負担する消費税に大きな影響を与える恐れがあることから、以下の措置を講じること。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大が中小企業・小規模事業者の事業継続に多大な影響を与えていることから、コロナ禍による経済活動の要請や制約等がなくなるまで適格請求書等保存方式の導入を延期すること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者は、資金面や人材面など業務のデジタル化について課題を多く抱えていることから、電子請求書を容易に取り扱うことができる環境整備を早急に推進すること。
 - (3) 免税事業者が適格請求書等を発行できないに伴い、取引から排除されることや不当な値下げ圧力等により経営状態が圧迫されることのないよう全ての事業者を課税事業者とし、小規模な事業者については申告を不要とする制度を創設すること。

労働

1. 雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の収束後も中小企業の経営環境が改善するまで特例措置を延長すること。また、その財源の措置については、コロナ対策ということ十分に踏まえ、予備費や一般財源を積極的に投入するなどし、中小企業を取り巻く経営環境が十分に回復していない状況では、中小企業の経営を圧迫することのないよう安易に雇用保険料率の引き上げを行わないこと。
2. 働き方改革についてはコロナ禍により厳しさを増す中小企業の経営実態に十分配慮し、過度な負担を強いることのないよう引き続き慎重に取り組むこと。特に今年度から中小企業にも適用されることとなった同一労働・同一賃金については、正社員と非正規雇用労働者の「不合理な待遇差」の意義が分かりにくいいため、中小企業が適切に取り組めるよう情報提供や支援を確実に実施すること。また、テレワークについてはコロナ後の社会においても中小企業が多様な働き方を労働者に提供し、人材確保につなげられるよう引き続き支援の拡充を図るとともに、テレワークが難しい業種については、現場の実情に沿った形で進められるよう支援を実施すること。
3. 最低賃金については早急に一律の引き上げを行うのではなく、長引くコロナ禍で厳しい経営環境下にある中小企業の実態に配慮し、まずは賃上げ可能となる環境整備のための各種支援策を早急を実施すること。
4. 外国人技能実習生、特定技能外国人労働者とも新型コロナウイルス感染対策を徹底した上での早期に受入を再開すること。また技能実習修了後、帰国困難となった外国人を引き続き中小企業で受け入れができるよう、在留資格のスムーズな移行や就業機会を提供する中小企業への支援を実施すること。
5. 社会保険料については、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないよう、公費負担の割合を増やすなど抜本的な見直しを行うこと。

商業・流通

1. 新型コロナウイルス収束前は、中小観光関連事業者（旅行業、宿泊業、飲食業、運送業、小売業など）に対し、時短協力金等の更なる増額を行うなど、長期的継続的な支援を行うとともに、新型コロナウイルス収束後は、振興策の再構築・強化を行い、経営回復に向けた本格的な支援を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、外国人観光客が来日しない状況が続いている。訪日観光は、中小企業事業の活性化や地域経済の振興にもつながるなど、地域経済に重要な役割を果たすと考えられるため、新型コロナウイルス収束後は、直ちに外国人観光客の受け入れを再開することができるよう体制を構築すること。
3. 流通構造の変化によって、厳しい経営環境にある中小流通業、中小卸売・小売業の経営の安定化を図るため、次の措置を講じること。
 - (1) 流通構造の変化と新型コロナウイルスの蔓延により、今後さらにIT化・デジタル化が進む中で、中小卸売業・小売業それぞれが発展できるよう支援策を講じること。
 - (2) 流通業務市街地整備法は、現在の商業環境に齟齬をきたしているため、業種制限を廃止し、卸商業団地の空き店舗対策を後押しすること。
4. 優越的地位の濫用や不当販売、不当表示などの違反行為に対して、引き続き積極かつ迅速に対処すること。優越的地位の濫用については、大規模小売業・フランチャイズシステム、不当販売については、酒類・ガソリン・家電について、業種別ガイドラインが策定済であるが、まだ策定できていない業種についても、速やかにガイドラインを策定すること。

工業・環境

1. 新型コロナウイルスの影響で厳しい経営環境にある中小企業の設備投資を支援するため措置された「ものづくり補助金」の特別枠を継続・拡充すること。また、国は新分野展開や、業種・業態転換、事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援するため「事業再構築補助金(中小企業等事業再構築促進事業)」を実施しているが、応募に該当しない企業が多いため、その基準を見直すとともに、今後、多くの中小企業が事業再構築に取り組んでいけるようきめ細やかな支援策を講じること。
2. 地球温暖化は気温の上昇だけでなく、海面の上昇から熱波、大雨やそれによる洪水、干ばつ等の気候変動を引き起こすなど、深刻な影響を及ぼすと言われており、地球規模の喫緊の課題であることから、省エネルギー対策に取り組む中小企業や組合に対する支援策を強化・拡充すること。
3. 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の

高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されており、廃棄物の排出量抑制や適正処理の推進が重要な環境課題となっていることから、それらに取り組む中小企業や組合に対する下記支援策を強化・拡充すること。

- (1) 産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に行うこと。
- (2) 廃プラスチック有効率を高め、海洋プラスチック等の適正処理に中小企業も取り組むべきであるが、その為の支援事業もしくは補助金制度を予算措置すること。
- (3) アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物については、処理費用が高額であるため事業者が処理費用を負担できず、建築物の解体や建て替え、保管中の廃棄物の処分等の大きな阻害要因となっているため、廃棄物の保管及び処理に係る費用を全額補助する制度を予算措置すること。

令和3年10月28日

近畿経済産業局長 伊吹 英明 殿

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

～2025大阪・関西万博に係る調達等に関する要望～

令和3年10月28日

近畿経済産業局長 伊吹 英明 様

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

大阪府官公需適格組合協議会
会長 高木 明

2025年大阪・関西万博に係る調達等に関する要望

日頃より、大阪府中小企業団体中央会並びに大阪府官公需適格組合協議会の事業推進に関しご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小・小規模事業者を支援するため、職員の皆様が各種施策の迅速な実施に向けて全力で取り組んでおられますことに深く敬意を表し感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、官公需適格組合は、官公需の受注（物品の納品・役務の提供・工事の履行）に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている協同組合であることを証明していただいている制度です。

9月24日に閣議決定された「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては「国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協лаしつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。」と定められています。

つきましては、今後、2025大阪・関西万博に向けての様々な調達に関して、以下に掲げる事項を強く要望させていただきます。

1. 2025年大阪・関西万博に係る国等の調達案件（物品の納品・役務の提供・工事の履行等）については、大阪府官公需適格組合協議会会員に対して積極的に発注すること。
2. 公益社団法人2025年日本博覧会協会が行う調達案件について、国の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえて、大阪府官公需適格組合協議会会員に対して積極的に発注するよう公益社団法人2025年日本博覧会協会に申し入れること。

●問い合わせ先● **大阪府官公需適格組合協議会 事務局 向井 保夫**
TEL: 06-6947-4371 E-mail: mukai@maido.or.jp

大阪府委託事業

「中小企業組合運営指導事業」

Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としたWeb研修会を開催致します。

本研修会では、組合運営に精通した税理士、中小企業診断士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。是非、お申し込みください。

1. 配信期間 令和3年10月29日(金)～令和4年2月15日(火)
2. 申込方法 大阪府中央会のホームページより申込書を印刷して、FAXまたはメールにてお申し込みください。
3. 内容 下記参照(希望される講座についてお申し込みください。)

研修カリキュラム

配信期間	研修テーマ	研修内容・講師
10月29日(金) ～2月15日(火)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業、出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月5日(金) ～2月15日(火)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月12日(金) ～2月15日(火)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月19日(金) ～2月15日(火)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月26日(金) ～2月15日(火)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。 講師/大阪府中央会連携支援部主事 江藤 佳子 氏
11月30日(火) ～2月15日(火)	【組合運営・事業活性化】 ・組合に期待される組合員企業の事業承継について	組合が組合員に対して、事業承継における諸課題について、解決して行くための方策を習得する。 講師/大阪府中小企業診断協会理事 風谷 昌彦 氏
12月3日(金) ～2月15日(火)	【組合運営・事業活性化】 ・IoT・AIの活用事例と実践方法	中小企業がIoTやAIについて、どのように取り組むかについての知識を習得する。 講師/大阪工業大学 情報科学部教授 皆川 健多郎 氏
12月7日(火) ～2月15日(火)	【基礎から学ぶ組合会計 1】 組合固有の財産目録、貸借対照表、損益計算書、組合の決算書書式等について	組合特有の書式について知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月10日(金) ～2月15日(火)	【基礎から学ぶ組合会計 2】 特別賦課金、事業分量配当・出資配当、組合固有の勘定科目の処理等について	組合固有の勘定科目についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月14日(火) ～2月15日(火)	【組合決算 1】 決算と総会までの流れ総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月17日(金) ～2月15日(火)	【組合決算 2】 剰余金処分案・損失処理案、事業報告書、監査・会計管理等について	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月21日(火) ～2月15日(火)	【組合税務 1】 普通法人と協同組合税務の違い、法人税等の減免措置、非出資組合の税務、賦課金にかかる消費税等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月24日(金) ～2月15日(火)	【組合税務 2】 組合におけるインボイス制度について	適格請求書等発行方式(インボイス制度)に対応するために必要な知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 (岸本・和田)
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
TEL(06)6947-4371 FAX(06)6947-4374
E-mail: tyuoukai-r3-lesson@maido.or.jp <https://www.maido.or.jp>

令和3年度「中小企業者に関する 国等の契約の基本方針」が 閣議決定されました（中小企業庁）

政府は、9月24日、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約比率や、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業・小規模事業者）を含めた中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項を定める「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定しました。

今年度の基本方針では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、中小企業・小規模事業者に対してこれまで以上に配慮する観点から、中小企業・小規模事業者向け契約目標は、国等全体として61%、新規中小企業者向け契約目標は、引き続き3%と設定しました。

また、令和3年度に新たに講ずる主な措置として、最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応を行うこと等を明記しました。

【令和3年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要】 〈中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項〉

- 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (1) 官公需相談窓口における相談対応
 - (2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
 - (3) 地域中小企業の適切な評価
 - (4) 適切な予定価格の作成
 - (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
 - (6) 官公需を通じた被災地域への支援
- 2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (1) 官公需相談窓口における相談対応
 - (2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払
 - (3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更
 - (4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上
- 4 官公需情報の提供の徹底
 - (1) 個別発注情報の提供と説明
 - (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
 - (3) 官公需に関する相談体制の整備
- 5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫
 - (1) 総合評価落札方式の適切な活用

- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
- (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダンピング防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

8 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- (3) 連携推進体制の活用

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

- (1) 中小企業・小規模事業者向け 契約目標（比率・金額）
比率：61% 金額：4兆8,240億円
今年度の契約目標比率は前年度を上回る目標を設定。
（参考：令和2年度 目標 60% 4兆7,449億円、実績 55.5% 5兆2,244億円）
- (2) 新規中小企業者 ※ 向け契約目標（比率）比率：3%
※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 令和3年度に新たに講ずる主な措置

- (1) 最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応等を行うこと。

※参考 〈国の中小企業者に関する国等の契約の基本方針〉

<https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210924004/20210924004-2.pdf>

「大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画案 (Ver.1) 紹介 (その1)」

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という）の開催は、大阪の存在感を世界にアピールする絶好の機会であることから、大阪府及び大阪市のみならず、大阪の総力を結集し、大阪・関西万博に出展参加するための体制として、大阪府・大阪市等が発起人となり、「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会」が設立されました。

去る9月30日に委員総会が開催され（推進委員である本会の代表として野村会長が出席）、「大阪パビリオン出展基本計画案 (Ver.1)」が承認されました。「出展基本計画」は、昨年度の大阪府・大阪市「2025年大阪・関西万博 出展参加基本構想」を受けて、具体的な出展場所、出展コンセプト、展示展開、建築計画などを掘り下げ、オール大阪でのパビリオン出展に向けた基本的な方針を示すものです。今号から複数回にわたり、出展基本計画案の内容を抜粋してご紹介します。

2. 全体概要

■ 出展参加でめざすもの

- ▶ オール大阪の知恵とアイデアを結集し、「いのち」や「健康」の観点から未来社会の新たな価値を創造するとともに、大阪の活力、魅力を世界の人々に伝えていく
- ▶ 世界の先頭においてSDGsの達成に貢献するため、「SDGs先進都市」の姿を明確にし、SDGs達成目標の2030年以降を見据えた取組みを世界に発信する

世界に貢献する大阪の姿を示す

- ▶ 生活の質 (QOL) を向上させる展示
- ▶ SDGs達成に貢献する姿を示す
- ▶ 未来社会のモデルを提案

大阪のパワーを世界に発信

- ▶ 世界中からのアクセスを実現
- ▶ 大阪の魅力を世界に発信

■ 出展参加の主体

～ 産学官民の力を結集と府民・市民の参画～



■ 出展参加のテーマ

REBORN (リボーン)

【テーマに込めた意味】

“人”は生まれ変わる”

すべての「人」が自分らしい生き方を改めて見つめ直すことで、自分自身の価値観や生きがいの発見・再認識、自己実現への意欲・意識の変革を促し、新たな自分への「生まれ変わり」に貢献する取組みを展開する

“新たな一歩を踏み出す”

一人ひとりの意欲・意識の変革が具体的な行動変容へとつながり、より良い生活環境、暮らしやすい社会づくりに貢献し、「いのち輝く未来社会」に新たな一歩を踏み出すきっかけとなる

● 全体概要

● 出展参加でめざすもの

大阪・関西万博の開催目的を踏まえ、大阪は、オール大阪の知恵とアイデアを結集させ、訪れた人々が「いのち」や「健康」、近未来の暮らしを感じられる展示を実現するとともに、大阪という都市の活力・魅力を世界のより多くの人々に伝えていきます。誰もがワクワクしながら、驚きや新たな発見に満ちた感動が味わえるとともに、参加型のパビリオンとして、体験や共創を通じて、深く心に記憶され、新たな行動につながるようなパビリオンをめざします。

① 世界に貢献する大阪の姿を示す

超高齢化社会の到来を見据えた人々の生活の質(QOL)の向上、SDGs達成目標の2030年以降を見据えた将来像、誰もが心身豊かに快適に暮らしやすい未来社会のモデルを創造し、発信します。

◇生活の質（QOL）を向上させる展示

人々が健康寿命を延ばし、「10歳若返り」を感じられるなど心身ともに健康で生涯にわたり活き活きとした生活を送れるよう、生活の質（QOL）を向上させる展示を実現し、世界に発信することをめざします。

◇SDGs達成に貢献する姿を示す

「いのち」に対する価値観や考え方が変わること、「すべてのいのちが輝く」社会に向けた取組への貢献や持続可能な社会づくりに向けた先進的な取組など、SDGs達成に向け、目標年次である2030年以降も見据えて取り組む大阪の姿勢を示し、世界に発信することをめざします。

◇未来社会のモデルを提案

新技術やサービスなどを実装・実証し、誰もが心身豊かで快適に暮らしやすい未来社会のモデルを創造し、提案できる取組をめざします。

②大阪のパワーを世界に発信

年齢、性別、国籍や文化を越えて世界中の人々が最先端技術を駆使した参加・体験型のエンターテインメントをリアルとバーチャルで体感し、交流する空間を演出し、大阪のパワーと魅力を世界に発信します。

◇世界中からのアクセスを実現

万博会場に来られない方でも、最先端のICT技術を活用したバーチャル参加など、世界中からパビリオンへのアクセスを実現するとともに、誰もが参画できるインクルーシブな社会づくりの実証の場ともしていきます。パビリオンを訪れた方にもバーチャル技術などを駆使し、大阪の未来の姿やパワーを感じてもらえる取組をめざします。

◇大阪の魅力の世界に発信

人の温かみや人情、コミュニケーション能力の高さなど、大阪ならではの「人そのものの魅力」や天下の台所・食い倒れの街と表現されてきた「大阪の食文化」などの魅力を世界に発信し、大阪と世界との交流を巻き起こす取組をめざします。

（以上「2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画案（Ver. 1）」より転載）

●大阪パビリオンへの協賛について（大阪パビリオン推進委員会より）

推進委員会では大阪パビリオンに協賛いただける企業・団体を随時募集しています。みなさまと一緒に世界に発信できる魅力ある大阪パビリオンをつくりたいと考えていますので、何卒ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇対象者

大阪パビリオンへの協賛を希望する企業、団体（所在地は問いません）

◇協賛金額

一口100万円以上

※協賛金の入金時期等は個別にご相談させていただきます。

◇募集の詳細は、以下URLをご覧くださいませようお願いします。

大阪パビリオンへの協賛について（大阪府Webサイト）

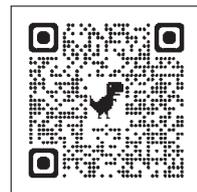
https://www.pref.osaka.lg.jp/bampakuyuchisuishin/osaka_pavilion/kyosan.html

◇協賛いただいた企業・団体様には、パビリオン等での企業名の掲載等を特典として提供予定です。

◇協賛に関する問い合わせ先

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会 TEL 06-6615-3759

（事務局：大阪府万博協力室、大阪市経済戦略局国際博覧会推進室）



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部 総務企画課

TEL (06) 6947-4370

シリーズ 「コロナ禍における経営戦略」 ③



情報セキュリティ対策の必要性と取り組み方法

(一社) 大阪中小企業診断士会 中小企業診断士 横山昌司

◆はじめに

令和3年9月1日にデジタル庁が発足しました。デジタル庁のミッションは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を。」です。行政における情報通信システムの一元的な推進を行うこととなっています。また、民間企業ではDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が声高に叫ばれています。経済産業省は平成30年に「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」を発行しています。その中でDXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義し、ガイドラインではITシステムのガバナンスやIT資産の評価が求められています。

このようにデジタルやデータの活用がますます重要になっています。また、それらを守るための情報セキュリティ体制の構築が経営リスクの低減のためには必須事項となってきました。私の関与している企業でも、新しい取引先との取引を始めるにあたって、情報セキュリティについてのチェックリストによる現状の報告と、それに対する対策を求められました。準備時間が限られていたため、急いで3ヶ月程度で情報セキュリティ体制を構築し、取引先にその対応策を報告することで、ようやく取引を始めることができました。

◆情報セキュリティの脅威

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、優先順位をつけて効率的に対策を講じる必要があるということで、毎年「情報セキュリティ10大脅威」を発表しています。2020年は以下の脅威をあげています。個人では今年新たに「スマホ決済の不正利用」が1位になり、キャッシュレス支払いの普及とそれに伴ったリスクが大きくなっていることがわかります。組織については、1位は昨年と同様「標的型攻撃による機密情報の窃取」ですが、「内部不正による情報漏えい」が昨年の5位から2位へ、「予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止」は16位から6位へと大きくランクを上げており、外部の脅威ばかりでなく社内の脅威も高いことを指摘しています。

図表1 セキュリティの10大脅威

昨年順位	個人	順位	組織	昨年順位
NEW	スマホ決済の不正利用	1位	標的型攻撃による機密情報の窃取	1位
2位	フィッシングによる個人情報の詐取	2位	内部不正による情報漏えい	5位
1位	クレジットカード情報の不正利用	3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	2位
7位	インターネットバンキングの不正利用	4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	4位
4位	メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	5位	ランサムウェアによる被害	3位

3位	不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	16位
5位	ネット上の誹謗・中傷・デマ	7位	不注意による情報漏えい（規則は遵守）	10位
8位	インターネット上のサービスへの不正ログイン	8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	7位
6位	偽警告によるインターネット詐欺	9位	IoT機器の不正利用	8位
12位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	6位

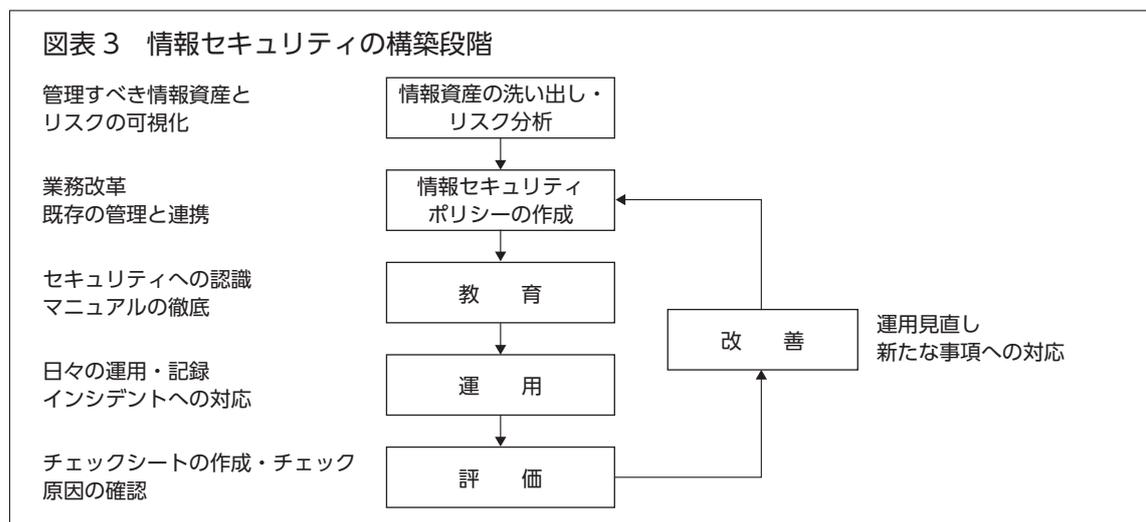
◆「情報セキュリティ対策」とは

情報セキュリティとは、「企業の情報システムを取り巻くさまざまな脅威から、情報資産を機密性・完全性・可用性(C I Aと言われます)の確保を行いつつ、正常に維持すること」です。単純に言えば「情報は企業にとって組織を運営するために大切な資産なので、リスクから守る対策を行う」ということです。

図表2 情報セキュリティ

セキュリティの要素	具体的内容	対策例
機密性 (Confidentiality)	許可した人以外には情報を見せない	暗号化・施錠
完全性 (Integrity)	情報を書き換えられないようにする	サーバへのアクセス制限
可用性 (Availability)	情報をいつでも利用できるようにする	サーバの二重化

具体的には図表3のような情報セキュリティは次のような段階で構築されます。



情報セキュリティ対策の第一歩は情報資産の洗い出しとリスク分析です。「経営資源」は「人」「物」「金」と言われていましたが、最近ではそれに加えて「情報」を加えることが多くなりました。企業活動は、受注情報・納品情報といった「情報」の流れとして管理されています。そのため発注先・顧客の情報、仕入先・外注先の情報をも的確に取り扱うことで正しい企業活動ができます。情報資産とは、まさにその「情報」そのもののことです。また、情報を収集したり処理したり保管したりするためのコンピュータ等のハードや、人・会社の持つブランドやノウハウを含めたものが広い意味での情報資産です。

次に、リスクを評価しますが、リスクの評価は一般的に次のような式で計算されることが多いです。

リスク=資産の価値×脅威(リスクを発生させる要因)×脆弱性(脅威に対して対策させているかどうか)

つまり、情報資産の価値が大きく、脅威があったとしても、しっかり管理されて脆弱性が低い場合はリスクが低いということになります。このリスクに基づいて、対応を取ったり、保険に入ったり、リスクを受容したりします。

次に、情報資産を効果的に守るためのセキュリティポリシーを構築します。情報セキュリティポリシーとは情報セキュリティ対策の方針やルールのことです。情報セキュリティを確保するための具体的な体制、運用規程、基本方針、対策基準などが該当します。

基本的な情報セキュリティのマニュアル類や様式については多くの雛形があります。ただし、そのままでは会社の実情に合わず使い物になりません。なぜなら、その企業のレベルや運用の実態には全く合っていないからです。そのため、マニュアルのカスタマイズが必要となります。ただ、情報セキュリティの構築については一般的にはコンサルタントに依頼することが多いようです。経験のあるコンサルタントは、企業の実態をヒアリングしながら、その会社の問題点を把握し、マニュアルや様式をカスタマイズして、その企業に必要な情報セキュリティ対策を提案し、構築します。

最後に社員教育と運営・チェックです。

立派な情報セキュリティ対策を作っても、その内容を知らない、規則を守れない、業務効率が大幅に悪化したということでは、継続して運用することができません。情報セキュリティ対策の運営は、まさに「PDCA」を用いたマネジメントそのものです。情報資産の洗い出し及びマニュアル作成は「計画Plan」にあたります。「実行Do」・「評価Check」・「改善Action」が情報セキュリティを有効に保つためには必須です。

まずは、社員教育によって情報セキュリティの必要性を認識してもらい、自社の具体的な取り組みを理解し、しっかり実行してもらいます。一方で、チェックリストを作成し、情報セキュリティ体制が保たれているか定期的に「評価」します。また、入退室管理等により日々の運用状況を確認評価します。現行のマニュアル通り運用していない、情報技術の進展や業務が変わった等の問題がある場合、「改善」していきます。

◆最後に

サイバー攻撃・内部不正・テレワークへの対応等情報セキュリティ対策の構築は現在において緊急の課題です。しかし、中小企業としては、どこから手をつけたら良いのか分からない、作ったけれど実際に運用できるのかといった「不安」が沢山あります。また、情報セキュリティ対策のみを個別に行なった場合、既存の管理システムに合わずに、業務効率が悪化することがあります。情報セキュリティといっても「情報」のことばかりでなく、会社全体のこととして考えて対策を行う必要があります。しかし、すぐにでも取り組んでいかないと大きな経営上のリスクとなり得ます。これを機会に情報セキュリティへの取り組みを一步でも前進してみてください。

令和3年度中小機構サテライト・ゼミwith大阪府中央会を開催! 〈若手リーダーのためのモチベーションマネジメント〉 ～自身と職場を活性化させるメンタルアップ術～

大阪府中小企業団体中央会では、10月12日(火)～13日(水)の2日間、「中小企業大学校関西校サテライト・ゼミwith大阪府中小企業団体中央会」(会場：大阪国際ビルディング)として、若手リーダーのモチベーションマネジメント研修を開催いたしました。

ゼミのテーマは、「自身と職場を活性化させるメンタルアップ術」、講師は、一般社団法人グローアップフォーラム代表理事の飯山暁朗氏。今回の受講者は主に卸売・小売業や製造業に勤める30～40歳代の管理者候補の男女半数ずつ合計14名が出席し、初日の午前中は「脳のメカニズムを理解する」、午後から2日目午前中は「自分やチームのやる気を引き出すモチベーションマネジメント(演習)」、2日目の午後は「次世代リーダーのマネジメント手法・職場で生かす自己行動計画の作成(演習)」の科目ごとにグループワークにて実施されました。今回のゼミでは、若手リーダーやリーダー候補者に向けて、自分の仕事へのモチベーションし、メンタルアップを図る方法や習慣、上手く自分のやる気やチャレンジ精神を育む方法を伝え、また、次世代のリーダーに求められる意識・スキル等を理解して、職場を活性化させるリーダーになることを目指す内容の講義が行われました。

受講者のアンケートには、「目標→結果だけでなく行動を誉めることを実践したい。自分がどのようなリーダーになりたいのか再認識することができた。」「今回初めて受講したが非常に良かった。人を動かすポイントが参考になった。」「すぐに会社で取り入れることができる内容であった。」などの感想が寄せられ、若手リーダーにとって大変参考になる内容となりました。



令和3年度第2回共済事業WEBセミナー開催! ～新事業創出・新商品開発に使えるオープンイノベーションセミナーを開催～

大阪府中小企業団体中央会では、10月19日(火)Zoomによるオンラインセミナーにて、令和3年度第2回共済事業WEBセミナーを開催いたしました。

前半の講演テーマは、「新事業創出・新商品開発で注目される知財マッチング～特許の優位性を使ってビジネスを発展させませんか!～」、講師は、PATREADE株式会社代表であり弁理士の富澤正氏。知的財産のひとつである特許権は、現在、日本で約160万件存在するも大企業の市場規模に合わなかったことや業務転換等が理由で、その約半数が未活用となっている現状を述べ、この眠っている大企業の特許は技術的にも優れ、中小企業の技術やサービスとのマッチングにより、新事業や新商品開発に活用できる有効な手段であることについて、成功事例を基に分かり易くご紹介されました。また、中小企業が知財マッチングを使うメリットとして、①新商品開発のアイデアを探すことができる、②大企業等の長年の研究成果を活用することにより開発期間の短縮・費用の削減ができる、③特許権で守られているため模倣品を排除できる、④大企業等の信用・ブランド力により自社の知名度向上を図ることができる、の4点があることを強調されました。

後半は大阪に本社を持つパナソニック株式会社の担当者より、知財マッチングを行う活動の意義と技術について述べられ、事業が社会と密接に関わっていることから、社会の発展を担うとともに社会から育まれるものであるとの理念を基に、地元企業と共創の機会の“橋渡し”として特許技術に基づくアイデアの種となる技術について、今回は、水中プラズマ技術、ストレッチャブルLED技術、抗菌・抗ウイルスなどを紹介され、中小企業が知的財産の有効活用に積極的に取り組み、企業活動を発展させていくことはアフターコロナに向けた重要な経営戦略であると締めくくられました。



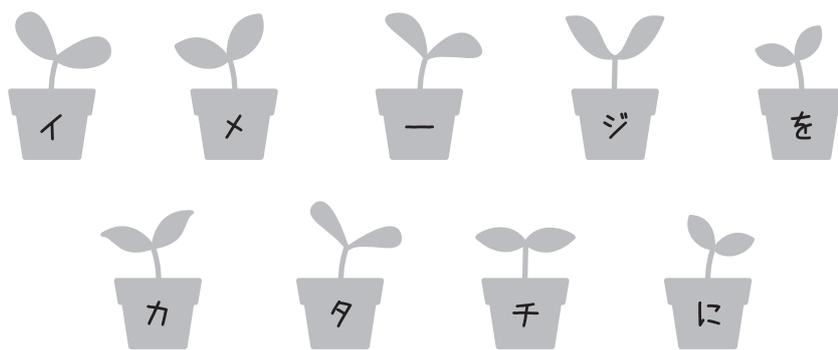
大阪府中央会の主な実施事業 10月分

10月12日(火) ~13日(水)	行事 中小企業大学校サテライト・ゼミ 「若手リーダーのためのモチベーションマネジメント」 ところ 大阪国際ビルディング
10月19日(火)	行事 第2回共済事業WEBセミナー 「新事業創出・新商品開発に使えるオープンイノベーションセミナー」
10月21日(木)	行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ 大阪商工会議所 5階

大阪府中央会の行事予定 11月以降分

11月11日(木)	行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ 大阪商工会議所 5階
11月24日(水) ~28日(日)	行事 WEB配信 第3回共済事業 WEBセミナー 「逆境に負けない中小企業の在り方」~withコロナ afterコロナの時代に向けて~
12月7日(火)	行事 大阪府協同組合職員互助会 創立70周年記念式典及び2021越年パーティー ところ ホテルグランヴィア大阪
12月10日(金)	行事 大阪府中小企業青年中央会 第36回大阪大会 ところ マイドームおおさか
10月29日(金) ~2月15日(火)	行事 中小企業組合運営指導事業 WEB研修会(13講座) 配信 ※詳細は本号15頁に掲載しております。

チラシ・ビラ / パンフ・リーフレット
 機関紙・会報 / 新聞 / ホームページ
 ポスター / グッズ



印刷のご相談等、
お気軽にお電話ください

関西共同

トータルコミュニケーション
株式会社関西共同印刷所

〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5

TEL 06-6453-3335 (中村)

FAX 06-6456-2075

E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

URL http://www.kansai-kyodo.jp

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

編集兼発行人 柴田昌幸

大阪市中央区本町橋2番5号
 マイドームおおさか6階
 TEL (06) 6947-4370
 FAX (06) 6947-4374

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
 大阪市北区大淀中3丁目15-5
 TEL (06) 6453-2564 (代)

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.30

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.31

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- 工作中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.32

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 業務中のコロナ感染リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.33

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.34

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.35

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

—— 経営者の方へ ——

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

—— 経営者・役員の方へ ——

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員
のみなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

—— 従業員の方へ ——

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規定」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2019-1127 K-2020-1002(2020.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW

特定感染症プランを追加しました。



所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



保険期間

2021年7月1日～
2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

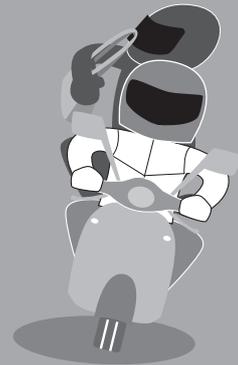
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ21-02063 2021年5月28日作成

各種
共済制度



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担^{ゼロ}**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2021年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ21-08992(2021年10月28日作成)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット
1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2021年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会
制度推進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ21-05500 (2021年8月12日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
日本生命グループ

BESTパートナー

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

8,830円
(月払保険料)
年間保険料
105,960円



集団扱 12回払

8,410円
(月払保険料)
年間保険料
100,920円

月々
-420円



年間保険料では
5,040円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人<35才> ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会会員の皆様へ



一年の終わりと始まりに、
至福のひとときを。

2021年11月1日(月)
～2022年2月28日(月)

忘年会 と 新年会 と プラン

〈中・大宴会場プラン〉

気の合う仲間たちと気兼ねなく愉しめる、
大人数様向けのご宴会プランです。
20名様より承ります。

A
プラン

一般料金 8,500円→
特別料金 **8,075円**
和食or洋食 / オンテーブル

B
プラン

一般料金 10,000円→
特別料金 **9,500円**
和食or洋食or和洋折衷 / オンテーブルorコース

C
プラン

一般料金 12,000円→
特別料金 **11,400円**
和食or洋食or和洋折衷 / オンテーブルorコース

〈小宴会場プラン〉

ワンランク上の絶品料理に舌鼓を打つ、
少人数様向けのご宴会プランです。
10名様以下の場合レストランにて承ります。

D
プラン

一般料金 10,000円→
特別料金 **9,500円**
和食or洋食or和洋折衷 / コースor鍋料理

E
プラン

一般料金 12,000円→
特別料金 **11,400円**
和食or洋食or和洋折衷 / コースor鍋料理

F
プラン

一般料金 15,000円→
特別料金 **14,250円**
和食or洋食or和洋折衷 / コースor鍋料理



※いずれもお一人様料金です。※プラン料金にはお料理、お飲物、会場費(2時間)、基本音響照明、消費税・サービス料が含まれます。
※セットプランの為人数分のご注文とさせていただきます。
※小宴会場をご利用の場合マイク設備がございます。
(必要場合は仮設音響セット11,000円(税込)を別途申し受けます。)
※メニュー内容は食材の入荷状況により変更になる場合がございます。
※特別営業日はご利用いただけません。※詳しくはお問い合わせください。※写真はイメージです。

「※飛沫感染防止のためアクリル板をご用意しております。」

ドリンクメニュー (全プラン共通)



瓶ビール + オレンジジュース + ウーロン茶

チョイスドリンク
右記より3種
お選びください。

- ①焼酎(芋・麦) ②ウイスキー
- ③ワイン(赤・白) ④日本酒(燗) ⑤耐ハイ
- ⑥カクテル ⑦梅酒

<オプション> 1種類追加300円/30分延長600円(消費税・サービス料含む)

平素よりシティプラザ大阪をご利用いただき誠にありがとうございます。
シティプラザ大阪では、お客様と従業員の健康と安全を最優先に考え、感染拡大予防対策を実施した会議・宴会の「新スタイル」をご提案いたします。
ご不安な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



シティプラザ大阪
HOTEL & SPA

〒540-0029

大阪市中央区本町橋 2-31

www.cityplaza.or.jp

シティプラザ大阪 検索

スマートフォンよりアクセス

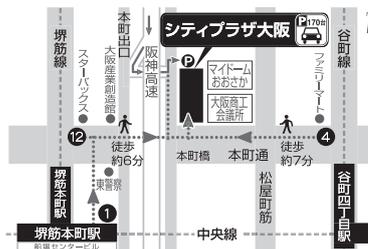


●電車をご利用のお客さま

- ・Osaka Metro 堺筋線・中央線 堺筋本町駅
12,1号出口より徒歩6分
- ・Osaka Metro 谷町線・中央線 谷町四丁目駅
4号出口より徒歩7分

●お車をご利用のお客さま

- 阪神高速道路1号環状線本町出口
(右側車線が出口)より左折、出口側からすぐ



ご予約
お問合せ
CONTACT

TEL.06-6947-7888 宴会予約
(9:00～19:00)